

第71回“社会を明るくする運動”
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
大田区実施要領

1 趣旨

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動である。

本要領は、大田区内における本運動を、効果的かつ有機的に推進していくために定める。

2 行動目標・重点事項

(1) 行動目標

- ① 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築く
- ② 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支える

(2) 重点事項

犯罪や非行をした人を、再び地域社会に受け入れ、望まない孤独や社会的孤立などの生きづらさという課題に我が事として関わるコミュニティの実現に向け、次のことに力を入れて取り組む。

- ① 犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、デジタルツールも活用するなどして、広く周知し、理解を深めてもらうための取組。
- ② 犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらう取組。
- ③ 保護司、更生保護女性会会員、BBS 会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組。
- ④ 民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組。
- ⑤ 犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組。

3 標語・大田区テーマ

(1) 標語

「防ごう犯罪と非行 助けよう立ち直り」

(2) 大田区テーマ

「ふれあいは 朝のひとこと」

みんなの笑顔 生きる力を育てよう！」

4 運動の期間（強調月間）

令和3年7月1日から7月31日までの1ヶ月間

5 主催

大田区推進委員会

6 運動の方法

(1) 関係機関・団体の参加や協力を得るためのPRを行う。

(2) 各地域の実情に応じた効果的な方法により、この運動の気運が定着、発展していくよう工夫する。

7 実施項目

項目	実施内容
運動の啓発・広報	<ul style="list-style-type: none">● ポスター、リーフレット、広報誌、懸垂幕、黄色い羽根等を通じて広報活動を行う。● 写真、音声、動画等を素材にインターネット、電光掲示板等を活用した非接触型の新たな広報活動について、可能な限り検討する。
諸行事の企画・実施	<ul style="list-style-type: none">● パネル展 6月18日（金）～6月23日（水） （区役所本庁舎3階 中央ロビー）● 刑務所製造品販売キャンペーン 7月1日（木） （区役所本庁舎3階 中央ロビー）● 各地区における活動 講演会、ミニ集会、学校・PTA・その他の教育関係機関・団体による座談会などの開催（Web中継を含む）● 作文コンテスト 大田区内の小中学校に在学する小中学生から応募作品を募集する。

8 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症集団発生防止のため、さらに本年は令和3年7月23日から東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される予定であることから、本要領4に定める強化月間にこだわらず、各種取組の実施方法・実施時期の検討を行う。

(2) 大田区推進委員会の事務局を総務部総務課に置く。

大田区役所総務部総務課

大田区蒲田 5-13-14 (〒144-8621)

電話 03-5744-1142 FAX 03-5744-1505

大田区推進委員会構成機関・団体 (34 機関・団体)

大田区・大田区教育委員会・区内警察署・大田区保護司会・大田区桐友会・大田区自治会
連合会・大森医師会・蒲田医師会・田園調布医師会・大森歯科医師会・蒲田歯科医師会・
大田区薬剤師会・蒲田薬剤師会・大田区青少年対策地区委員会・大田区更生保護女性会・
大田区保護観察協会・大田区防犯協会・大田区BBS会・大田区立小学校PTA連絡協議
会・大田区立中学校PTA連合協議会・大田区母の会連合会・大田区民生委員児童委員協
議会・大田区婦人団体連合会・大田区立小学校校長会・大田区立中学校校長会・大田区社
会福祉協議会・大田区退職校長会・大田区私立幼稚園連合会・大田区商店街連合会・東京
都薬物乱用防止推進大田地区協議会・大田地区人権擁護委員会・大森少年センター・おお
た社会福祉士会・おおたTSネット (順不同)